

理・美容所における 衛生確保について

兵庫県加古川健康福祉事務所
食品薬務衛生課

消毒の意義

- 消毒とは、汚染されているものから病原微生物を殺滅するか、又は取り除くことを言う。
- 滅菌とは定義が違い、汚染されているものから「生きているすべての微生物」殺滅するか、又は取り除くことを言うのではない。
- 滅菌とは、生きているあらゆる微生物を殺したり除去したりして微生物が存在しない状態にすることをいう。
- 消毒は、感染を未然に防ぐために重要な手段となる
- 消毒の目的は、熱や光、あるいは化学薬品の作用で菌体の成分を変化させたり、結合させたりして菌の発育や繁殖をとめて、生活できなくさせ、感染を防ぐことである。

消毒の手順

洗浄

汚れを落とすと消毒効果が高まる

消毒

殺菌する

水洗

消毒液を落とす

保管

きれいなままで保存



理容所及び美容所における衛生管理要領
理容師法施行規則 第25条（消毒の方法）
美容師法施行規則 第25条（消毒の方法）

洗淨

洗剤をつけたスポンジ等を用いて、
器具の表面をこすり、十分な流水で洗淨する

(10 秒以上、1L 以上)

- ✓ こすり洗いすることで、流水のみでは取れない汚れを落とせる
- ✓ 汚れ(特に血液)は、時間が経つにつれ取れにくくなるので、なるべく早く洗う
- ✓ 替刃式カミソリのホルダーは、刃を挟む部分が汚れやすいので、刃をはずして洗淨する



消毒

感染症を防ぐため、必ず行ってください



- ✓ 消毒方法は法令で定められた方法で行い、消毒の時間や濃度が十分か確認する
- ✓ カミソリ(ホルダーを含む)及び血液付着の疑いがある器具は、血液媒介性ウイルスにも効果のある方法で行う

消毒剤

- 煮沸
- エタノール(浸す)(清拭)
- 次亜塩素酸ナトリウム
- 紫外線照射
- 蒸気
- 逆性石けん液
(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)
- グルコン酸クロルヘキシジン
- 両性界面活性剤
(塩酸アルキルホリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン)

種類	濃度等	時間	留意点
紫外線照射	85 μ W/cm ² 以上	20分 以上	光が当たらない部分は 消毒されない
蒸気	80℃以上	10分 以上	くし等、合成樹脂は 熱で変形することあり
逆性石けん液 (オスバン等)	0.1~0.2%	10分 以上	洗剤が残っていると 消毒効果が弱まる 消毒液は毎日取り替える
グルコン酸クロルヘ キシジン (ヒビテン、ヘキサック等)	0.05%	10分 以上	
両性界面活 性剤	0.1~0.2%	10分 以上	

◆ 紫外線照射

85 $\mu\text{w}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を、連続して20分以上照射する



- * 汚れがついている、器具の形が複雑等、紫外線が当たらない部分は消毒されない。ハサミは刃を開いて。
- * 2000～3000 時間の照射で、出力が低下するのでランプを取り替える
- * 目を痛めることがあるので、ランプを直接見ないこと

種類	濃度等	時間	留意点
煮沸	沸騰 (100°C)	2分以上	くし等、合成樹脂は熱で変形することあり 血液付着時にも効く
エタノール	76.9～81.4 v/v%	綿又はガーゼで 器具表面を拭く	消毒用エタノールは 希釈しない
		10分以上 浸す	血液付着時にも効く
次亜塩 素酸ナ トリウム	0.01～0.1%	10分以上	成分が分解しやすいの で、毎日作り替える 金属や動物性繊維は腐 食するので必要以上に 長時間浸さない
	0.1%		

消毒液の希釈

消毒薬は、濃度が何種類か市販されているので、必要に応じて濃度を調製して使ってください。

〈例〉 6%次亜塩素酸ナトリウム液 10mL より、0.1%液を作るとき、
水を加えて全量が XmL になるとすると、

$$\frac{10 \text{ (mL)} \times \frac{6}{100}}{X \text{ (mL)}} \times 100 = 0.1 \text{ (\%)} \\ X \text{ (mL)} = 600$$

よって、6%次亜塩素酸ナトリウム液 10mL に水を加えて、
全量を 600mL とすればよい。

エタノール 76.9～81.4 v/v% の作り方

10分間浸すと血液媒介ウイルスにも効果がある

消毒用エタノール (76.9～81.4 v/v%)	希釈の必要はないのでそのまま使う
エタノール (95.1～96.9 v/v%)	420 mL 取って水を加え、500 mL にする
無水エタノール (99.5 v/v%)	400 mL 取って水を加え、500 mL にする

エタノールは濃度が高いほどよいわけではなく、最も消毒に適した濃度は 76.9～81.4 v/v% である。

次亜塩素酸ナトリウム 0.1 % の作り方

0.1%で10分以上浸すと血液媒介ウイルスにも効果がある

ピューラックス(6%) (株)オーヤラックス	10 mL (正確には 8.47 mL)
ハイター (花王)	25 mL (キャップ1杯)
ミルトン(1.1 w/v%) (杏林製薬株)	50 mL

水 500 mL
(ペットボトル1本分)

+



血液媒介性ウイルス・・・

B型肝炎ウイルス、HIVなど血液を介して感染するウイルス

その他の消毒薬の作り方

オスバンS (10w/v%) (日本製薬株)	10~20 mL 取って全量 1000 mL に する → 0.1~0.2%になる
ヒビテン(5%) (大日本住友製薬)	10 mL 取って全量 1000 mL にする → 0.05%になる

シェービングカップなど、
間接的に皮膚に接する器具も消毒してください。

衛生保持の措置「消毒」の適用

	紫外線消毒	煮沸・蒸気消毒	エタノール消毒	両性界面活性剤消毒	逆性石けん消毒	グルコン酸 クロルヘキシジン消毒	塩素系薬剤消毒	(参考) クレゾール水消毒
カミソリ・ハサミ等 刃物類	◎		◎	◎	◎	◎		◎
ヘアークリッパー			◎	◎	◎	◎		◎
ブラシ クシ類	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
ふけ取り			◎	◎	◎	◎	◎	◎
毛取りゴム皿等 ゴム製品			◎	◎	◎	◎	◎	
シェービングカップ等 陶磁器製品		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
布、タオル		◎		◎	◎		◎	

水洗



- ✓ 消毒液は、水でよく洗い流す

保管

- ✓ 置いていてもホコリをかぶらないように、引出しや、フタが閉まる容器に入れる

各種手続きについて

- ☆ 開設者の住所変更
- ☆ 開設者の氏名変更(法人の代表者変更等)
- ☆ お店の名称変更
- ☆ 管理理・美容師の変更
- ☆ 従事者の変更
- ☆ 承継届
- ☆ 廃止届

兵庫県加古川健康福祉事務所
食品薬務衛生課
(加古川総合庁舎 3F)
〒675-8566 加古川市加古川町
寺家町天神木97-1
Tel : 079-422-0184

各種手続きについて

☆ お店の構造及び設備の変更

* 概ね $\frac{1}{2}$ 以下であって、
同一性が認められる場合

→ 変更届

* それ以外の場合

☆ お店を移転する

☆ 開設者が変わる

→ 廃業・新規の
手続き

！ 改装する場合は事前に相談してください！

出張理・美容について

理容師法 第6条の2

- 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

美容師法 第7条

- 美容師は、美容所以外において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

出張理(美)容について

理(美)容師法施行令 第4条

(理(美)容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

- 理(美)容師が法第6条の2(第7条)ただし書の規定により理(美)容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
 - 1 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合
 - 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理(美)容を行う場合
 - 3 前二号の他、都道府県が条例で定める場合

出張理(美)容について

理(美)容師法施行条例 第2条

(理(美)容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

- 政令第4条第3号の規定による理(美)容所以外の場所で業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理(美)容を行う場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると知事が認める場合

出張理(美)容について

理(美)容師の業務に関する手続等を定める規則 第4条
(理(美)容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

- 条例第2条第2号に規定する知事が認める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 災害時の衛生確保のために理(美)容の行為を必要とする被災者に対して理(美)容を行う場合
 - (2) 理(美)容所がない山間へき地、離島等に居住する者の求めに応じて理(美)容を行う場合
 - (3) 演芸に付随して理(美)容の行為を必要とする者に対して理(美)容を行う場合
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、理(美)容所以外において理(美)容を行うことにやむを得ない理由があると認められる場合

出張理・美容について

まとめると・・・

(理(美)容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

- 疾病等の理由により、理(美)容所に来られない者に行く
- 婚礼等の儀式に参列する者に、式直前に行く
- 社会福祉施設等からの求めに応じる
- 災害時の衛生確保のため、必要とする被災者に行く
- 理(美)容所がない山間へき地、離島等の居住者の求めに応じる
- 演芸に付随して理(美)容行為を必要とする者に行く

アートメイクについて

(厚生労働省医政局医事課長発平成13年11月8日付け医政医発第105号通知「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」)

➤ 第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

(1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊擦る行為

(2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為

エクステンションについて

(厚生労働省健康局生活衛生課長発)

平成20年3月7日付け健衛発第0307001号通知

「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」

➤ 第1 まつ毛に対する施術は美容師法を適用

①「パーマメント・ウエーブ用剤の目的外使用について」
(平成16年9月8日健衛発第0908001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)において、まつ毛に係る施術を美容行為と位置付けた上で適正な実施の確保を図ることとしている

②「美容師法の疑義について」(平成15年10月2日健衛発第1002001号厚生労働省健康局生活衛生課長回答)

いわゆるエクステンションは美容師法にいう美容に該当するとされていることから、当該行為は美容師法に基づく美容に該当するものである

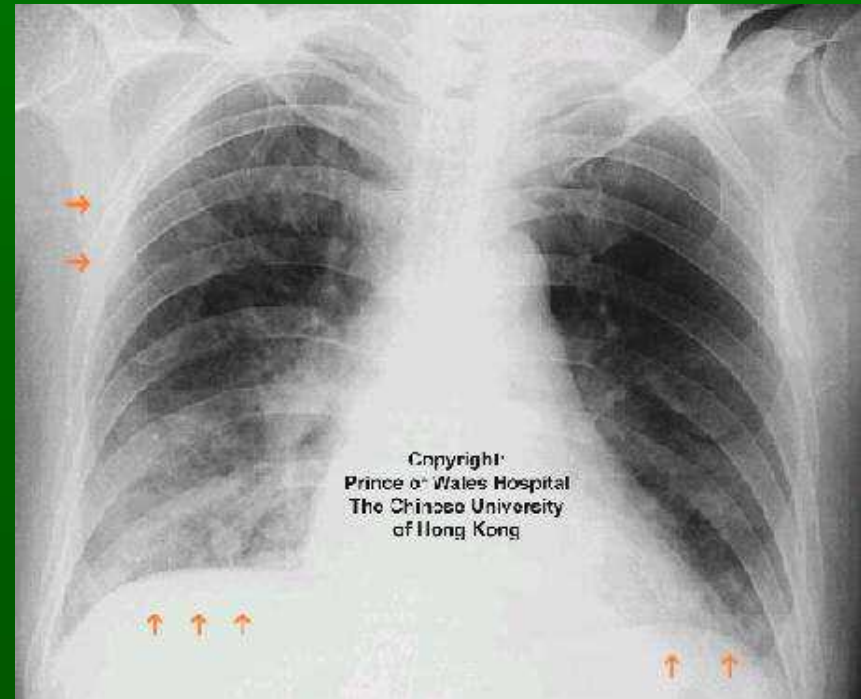
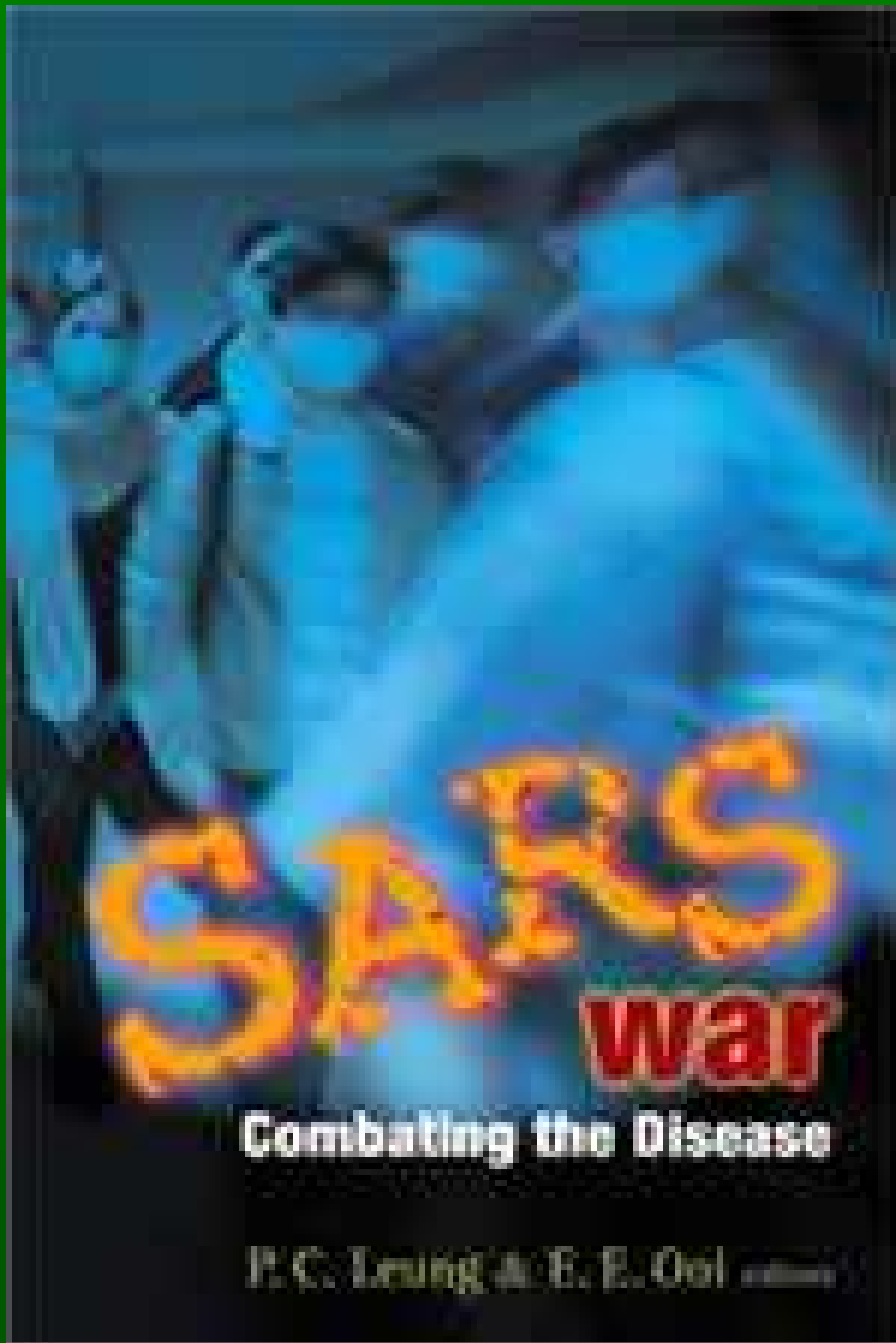
新興感染症など

- MRSA (メチリン耐性黄色ブドウ球菌)
- SARS
- 新型インフルエンザ
- 多剤耐性結核菌の台頭
- 輸入感染症
- 狂犬病
- はしか
- 古くて新しい「結核」

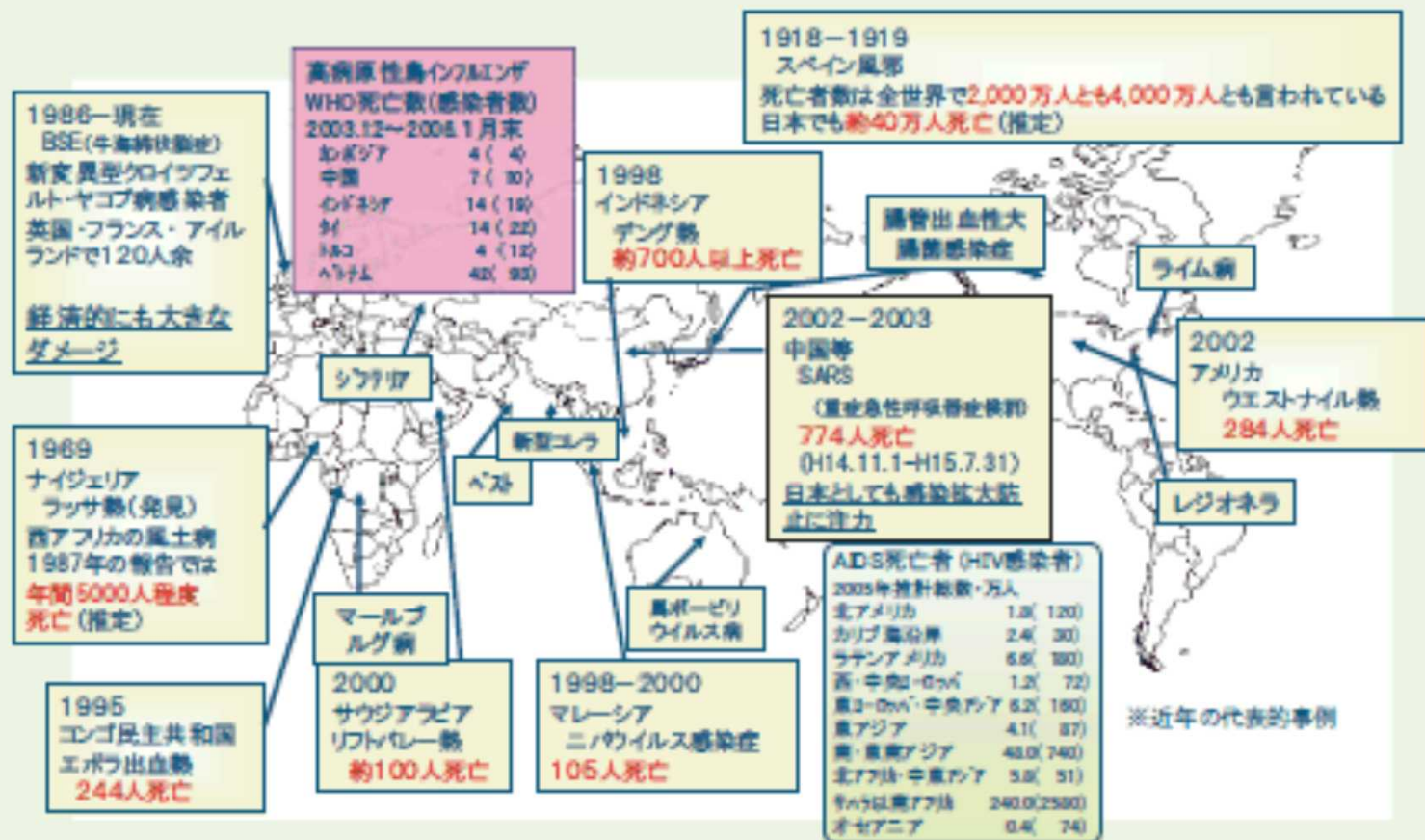


SARS

2002 ~ 2003



● 新興・再興感染症の大部分は人獣共通感染症。最近の30年間で30数疾患が発生。

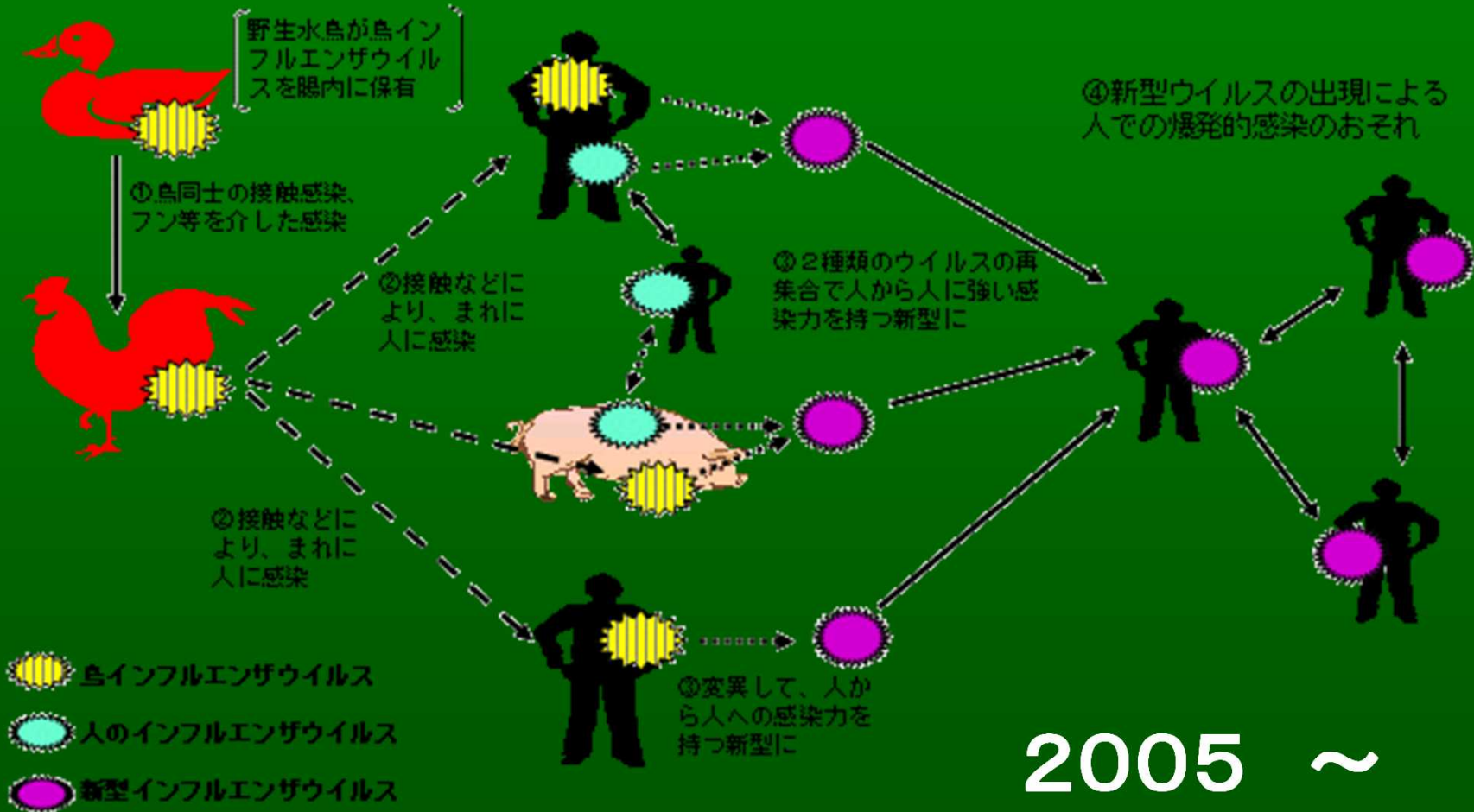


資料：総合科学技術会議 基本政策専門調査会資料等をもとに文部科学省で作成

新興・再興感染症

新型インフルエンザの可能性

鳥インフルエンザウイルスと新型インフルエンザウイルスの関係



エイズとB型肝炎

ステージ

エイズ

日和見感染症、悪性腫瘍、
神経障害など

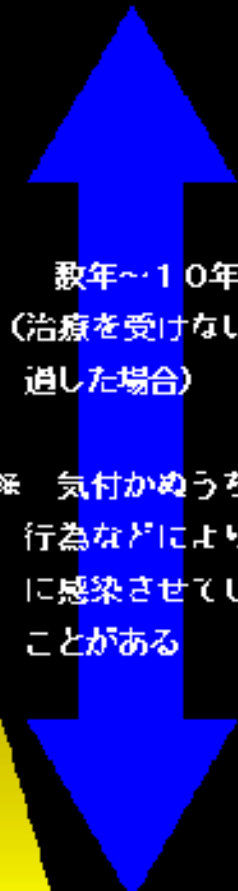
無症候性キャリア
(未発症期)

無症状だがHIVにより
免疫力が少しずつ低下する

初期感染

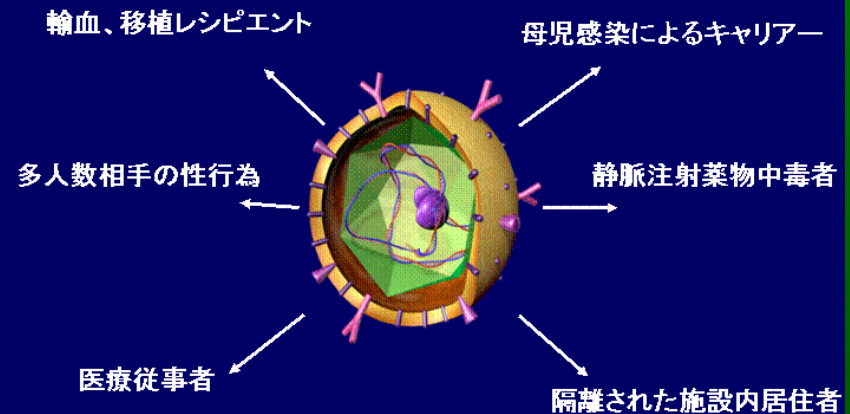
約2週間後に一時的に
インフルエンザに似た
症状が出ることもある

HIV感染



1987年頃

B型肝炎ウイルスの感染経路

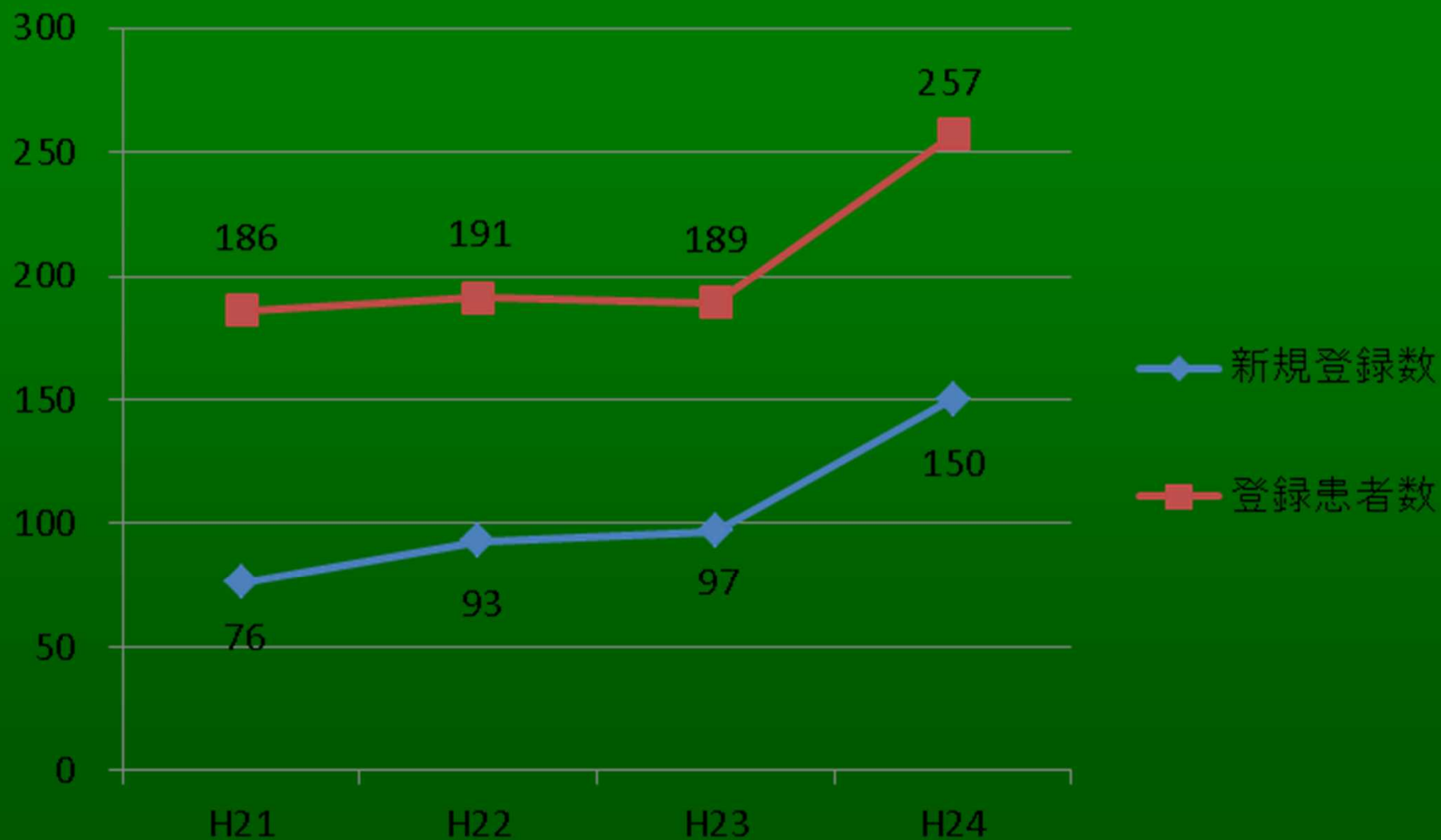


理容師の肺結核集団感染事例 ～H18.7.21付け徳島新聞より～

吉野川市のチェーン理容店の男性理容師が肺結核を発病させ、同僚ら12人に結核菌が感染していた問題で、徳島県は20日、新たに理容師2人が感染したことを明らかにした。～(中略)～

県健康増進課によると、男性は5月に肺結核と診断され、同店の理容師ら15人のうち12人の感染が判明。これを受け、7月11、12の両日、男性との接触が比較的少ない他店の理容師22人に対象を広げて検診を実施したところ、新たに2人の感染が分かった。感染者数は計14人になり、このうち1人が発病して投薬治療を受けているという。

東播磨（加古川）管内の状況



ご静聴ありがとうございます。

